

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 2 年 3 月まで  
私は、昭和 60 年 4 月に会社を退職した後に、母が私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまでの大部分の期間の国民年金保険料を母に納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年1月から同年3月までの期間については、申立人は、同年分の確定申告書(控)を所持しており、同申告書(控)の社会保険料控除欄に記載されている「国民年金99,600円」は、当該期間を含む、同年1月から同年12月までの1年間の国民年金保険料と一致しているなど、同申告書(控)に一定の信ぴょう性が認められ、当該期間の保険料が納付されていた事情がうかがえる。

一方、申立期間のうち、昭和60年4月から平成元年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、平成2年4月19日に払い出されたと確認でき、当該払出時点では、昭和62年12月以前は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、昭和60年4月から申立人が結婚するまでの大部分の保険料を納付したとする母親は、申立人の国民年金の加入時期及び年金手帳に関する記憶が明確ではないほか、申立人は、59年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得した際の記号番号及び上記手帳記号番号が記載されている年金手帳1冊のみを所持しており、年金手帳を紛失した記憶は無いと述べているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人の母親が申立期間のうち、昭和60年4月から平成元年12月までの保険料を納付していたこと示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の保険料の納付額に関する記憶が明確ではないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 48 年 9 月まで

私の夫は、時期は覚えていないが、国民年金保険料を遡って納付できることを聞いたため、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、保険料を遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 42 年 1 月から 48 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、50 年 11 月頃に申立人の夫と連番で払い出されたと推認でき、この払出時点で実施されていた第 2 回特例納付により当該期間直前の 24 か月分の国民年金保険料を納付していることから、当該期間の保険料も特例納付により納付することは可能である。

また、夫が遡って納付したとする金額は、当該期間を含む昭和 40 年 1 月から 48 年 3 月までの保険料を特例納付し、同年 10 月から 50 年 3 月までの保険料を過年度納付した場合の夫婦二人分の金額におおむね一致しており、申立内容に不自然さはみられない。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの期間については、第 2 回特例納付の対象期間ではなく、上記手帳記号番号払出時点では、時効により保険料を納付することができない期間である。

このほか、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月29日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社における退職日は平成8年9月30日であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された平成8年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、同年9月30日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の元事業主は、保険料は当月控除である旨供述しているところ、上記源泉徴収票により、申立人は、標準報酬月額30万円に基づく9か月分の厚生年金保険料を控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか

否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年10月16日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月15日から同年12月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。直前に勤務していたB社からA社に移籍し継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成15年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人のA社における入社日は同年10月15日と記載されているところ、雇用保険の加入記録によると、申立人が同社の直前に勤務していたB社における離職日は同日とされているほか、A社の経理担当者は、同社の給与の締め日は15日である旨供述していることから、申立人は、同年10月16日から同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記経理担当者は、給与の支払日は25日、保険料は翌月控除である旨供述しているところ、上記源泉徴収票及び申立人から提出された平成15年12月分の給与明細書により、申立人は、2か月分の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成15年10月16日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関連資料が無いため不明としているが、申立人に係る雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、平成 15 年 12 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月及び同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和42年10月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月2日から同年11月1日まで  
② 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

D社（現在は、B社）及び同社の関連会社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る異動記録から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和42年10月2日にD社からA社に出向）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社

の人事担当者は、保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び上記異動記録から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和 47 年 4 月 1 日に C 社から E 社に向）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の C 社における昭和 47 年 2 月の社会保険事務所の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記人事担当者は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 47 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月29日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に係る給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された平成8年6月分の給料支払明細書及び元事業主の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか

否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月25日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B支店への異動はあったものの、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（同社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、A社の回答によると、同社B支店の開店日は昭和39年3月25日と判断されることから、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及びA社B支店に係る事業所別被保険者名簿によると、同社同支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年4月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないが、同社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社同支店は法人事業所であることが確認できる上、同社は、「昭和39年3月25日のB支店の開店日には20人以上の社員が勤務していた。」と回答していることから、同社同支店は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していないとは考えられないとしているところ、これを確認できる

資料は見当たらず、A社B支店は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人B病院（現在は、C法人D病院）における資格喪失日に係る記録を昭和58年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月31日から同年9月1日まで

A法人に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同法人には昭和48年9月から申立期間を含めて継続して勤務しており、その間に勤務形態が変更されたこともなかったため、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C法人から提出された申立人に係る在職証明書及び同法人の回答から判断すると、申立人は、A法人に継続して勤務し（同法人B病院から同法人E病院に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、C法人は、「申立人は、昭和58年9月1日付けで異動したと考えられる。」と回答していることから、同年9月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人B病院における昭和58年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C法人は、A法人B病院における資格喪失日を昭和58年9月1日として届け出るべきところ、誤って同年8月31日として届け出たものと考えられるとしている上、事業主が資格喪失日を同年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料につ

いて納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社及び同社の関連事業所であるB組合に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社からの回答及びC厚生年金基金に係る加入員資格喪失通知書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社からB組合に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、A社は、「B組合が厚生年金保険の適用事業所となった日から判断して、申立人は、昭和45年3月1日付けで異動したと考えられる。」と回答していることから、同年3月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としているところ、同社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人に係る資格喪失日は昭和45年2月28日とされていることから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年8月10日は3万円、同年12月16日は15万5,000円、18年8月11日は21万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月10日  
② 平成17年12月16日  
③ 平成18年8月11日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社から受け取った賃金台帳により、申立人は、平成17年夏、同年冬及び18年夏に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る賞与支払日については、申立人から提出された預金通帳の写し等に記載されている振込日から判断して、平成17年8月10日、同年12月16日及び18年8月11日とすることが相当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認でき

る保険料控除額又は賞与額から、平成 17 年 8 月 10 日は 3 万円、同年 12 月 16 日は 15 万 5,000 円、18 年 8 月 11 日は 21 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日  
② 平成18年6月8日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び18年6月の賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの期間及び58年4月から60年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から56年3月まで  
② 昭和58年4月から60年6月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、加入後しばらくの間、国民年金保険料を納付してくれていた。その後、私は、実家を出る際に母から年金手帳を渡され、今後は自分で保険料を納付するようと言われたので、申立期間を含む平成11年5月までの保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は納付書が届けば国民年金保険料を納付しており、未納保険料の督促などを受けた記憶は無いと述べているが、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿、申立人が所持する領収証書及びオンライン記録によると、申立期間①前の昭和54年1月から同年3月までの期間、申立期間②直後の60年7月から62年3月までの期間及び63年4月から平成元年3月までの期間の保険料が過年度納付されていることが確認できる。しかし、申立人は、いずれについても過年度納付を行った経緯に関する記憶が明確ではない。

また、申立人は、申立期間当時の保険料の納付時期や申立期間の保険料額に関する記憶も明確ではないほか、申立期間当時は住所変更も無く、金融機関で納付していたと述べていることから、金融機関が数回にわたって特定の被保険者に係る保険料収納の事務処理を誤ったとも考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年9月から61年2月まで

私は、20歳になった頃、自宅を訪れた役所の職員に「20歳になったら国民年金保険料を納付する義務がある。」と言われ、自宅で国民年金の加入手続を行った。その後は、毎月集金に来ていた職員に保険料を納付していた。当時はまだ専門学校の学生で、収入はアルバイト代のみであったが保険料を納付していたことを記憶している。申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の国民年金被保険者の資格取得処理日から、申立期間後の平成3年7月頃に払い出されたと推認できる。申立人が所持する当該記号番号が記載された年金手帳には、「取得年月日 S63. 4. 21」との記載があることから、申立期間は国民年金の未加入期間として記録管理されてきたものと考えられ、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、自宅で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人が居住している区では、平成2年に国民年金推進員制度が開始されており、当該制度開始以降は自宅で加入手続を行うことができるようになったものの、申立期間当時は自宅で加入手続を行うことはできなかったほか、申立人は、上記年金手帳及び厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳の2冊を所持しているが、申立期間当時に別の手帳を所持していた記憶は無いと述べているなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が記憶する申立期間当時の保険料額及び納付頻度は、当時の保険料額及び納付頻度と符合しないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 4 月までの期間、59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 61 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 58 年 4 月まで  
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 2 月まで  
③ 昭和 60 年 3 月  
④ 昭和 60 年 10 月から 61 年 11 月まで  
⑤ 昭和 61 年 12 月

私は、昭和 57 年 10 月に会社を退職した直後、国民年金の加入手続を行ったが、国民年金保険料は納付していなかった。その後、自宅に保険料の納付勧奨の通知が郵送され、私の母が、それまで未納となっていた申立期間の保険料を現金書留により 3 回に分けて納付したと聞いている。また、申立期間③及び⑤については、厚生年金保険に加入していたが、母は間違って国民年金保険料を納付していたようである。申立期間①、②及び④の保険料が未納で、申立期間③及び⑤の保険料が還付されていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の第 3 号被保険者に係る資格取得記録の処理日から、昭和 63 年 9 月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では、申立期間①、②、③及び申立期間④のうち 61 年 6 月以前の期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親から当時の納付状況を聴取したが、母親は当時の納付状況等に関する記憶が明確ではない上、申立人は、母親から申立期間の保険料を 3 回に分けて現金書留で納付したと聞いていると述べているが、申立人が申立期間当時居住していた市は、現金書留による保険料の収納を行っていた時期は無いと回答している。

さらに、平成22年2月3日に昭和48年10月から平成8年4月までの期間に係る厚生年金保険被保険者資格記録が申立人の基礎年金番号の記録に統合されたことがオンライン記録で確認できることから、当該記録統合時点までは、昭和48年4月から平成9年3月までの期間は連続した国民年金の未納期間であったことになり、申立内容とは符合しない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から55年7月までの国民年金の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から55年7月まで  
私たち夫婦は、国民年金に加入後、数年経ってから区役所職員に付加保険料の納付を勧められたため、国民年金保険料に上乗せして付加保険料を納付することにした。夫婦二人分の保険料は、私が納付書で納付し、時期は分からないが途中から口座振替で納付していた。申立期間の夫の付加保険料が未納とされていることに納付できない。  
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、夫婦の付加保険料の納付の申出に関する記憶が無く、申立人から付加保険料の納付の申出状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の妻は、申立期間の定額保険料に上乗せして付加保険料を納付したと述べているが、昭和59年5月時点の年度別納付状況リスト及びオンライン記録では定額保険料のみが納付済みと記録されている。当時の保険料の納付方法に関して、妻が申立期間当時から現在まで居住している区では、定額保険料と付加保険料の合計額とした納付書を発行していたと回答していることから、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、定額保険料のみが納付済みで、付加保険料が未納と記録されることは考え難い。

そのほか、申立人の妻が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から61年3月までの国民年金の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から61年3月まで  
私たち夫婦は、国民年金に加入後、数年経ってから区役所職員に付加保険料の納付を勧められたため、国民年金保険料に上乗せして付加保険料を納付することにした。夫婦二人分の保険料は、私が納付書で納付し、時期は分からないが途中から口座振替で納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人夫婦の付加保険料の納付の申出に関する記憶が無い上、申立人の夫から付加保険料の納付の申出状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の定額保険料に上乗せして付加保険料を納付したと述べているが、昭和59年5月時点の年度別納付状況リスト及びオンライン記録では定額保険料のみが納付済みと記録されている。当時の保険料の納付方法に関して、申立人が申立期間当時から現在まで居住している区では、定額保険料と付加保険料の合計額とした納付書を発行していたと回答していることから、定額保険料と付加保険料を一緒に納付しながら、定額保険料のみが納付済みで、付加保険料が未納と記録されることは考え難い。

さらに、申立人が保管する夫の預金通帳の取引履歴明細では、申立期間のうち、昭和57年1月から61年3月までの申立人に係る定額保険料（前納）が引き落とされており、同引落額に付加保険料は含まれていないことが確認できる。

そのほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から55年1月まで  
私の母は、私が20歳になった昭和49年\*月頃に国民年金の加入手続を行い、私が毎月渡していた食費の中から申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和59年1月11日に国民年金の任意加入被保険者として加入手続を行ったことにより払い出されたと推認でき、当該払出時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和49年\*月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人が申立期間当時に居住していた区の国民年金手帳記号番号払出簿には申立人の氏名は見当たらないなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月から47年3月まで  
私の夫は、昭和56年か57年頃、国民年金保険料を特別に遡って納付することができることを新聞で知り、市役所で申立期間の保険料として約10万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る特殊台帳及び申立人が申立期間当時に居住していた市の被保険者名簿により、申立人は、昭和44年6月15日に国民年金の被保険者資格を喪失し、47年4月21日に任意加入被保険者として同資格を取得していることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、夫が昭和56年か57年頃、申立期間の保険料を市役所で特別に遡って納付したと述べているが、同時点では申立期間の保険料は時効により納付することができず、申立期間の保険料を遡って納付するためには、特例納付によることとなるが、56年及び57年は特例納付実施期間ではない上、市役所は特例納付保険料の収納機関ではないため、申立期間の保険料を市役所で遡って納付することはできない。

そのほか、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から44年6月までの期間及び48年4月から53年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から44年6月まで  
② 昭和48年4月から53年7月まで

私は、20歳になった頃に国民年金の加入手続を行った記憶は無く、国民年金保険料も納付した記憶は無いが、申立期間①が国民年金の加入期間となっていたので、保険料の納付の有無について調査してほしい。

申立期間②については、私は、昭和47年12月に会社を退職した後、48年1月に国民年金の加入手続を行ったはずである。途中で生活の状況に変化も無かったので、同年4月から53年8月に就職するまでの期間の保険料を定期的に市役所又は出張所で納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の第3号被保険者に係る処理日から、昭和61年12月頃に払い出されたと推認でき、申立人は、申立期間①及び申立期間②当初に国民年金手帳を所持していた記憶は無いと述べているなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間①については、当初の国民年金の被保険者資格取得日は昭和61年4月1日であり、当該期間は国民年金の未加入期間とされていたが、62年3月に被保険者資格記録が変更され、被保険者期間となったことがオンライン記録で確認できる。この記録変更時点では、当該期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

申立期間②については、申立人は昭和48年1月に国民年金への加入手続を行ったと述べているが、前述のとおり、申立人の手帳記号番号は61年12月頃に払い出されたと

推認でき、オンライン記録及び年金手帳の被保険者資格記録欄の記載内容から、当該期間は、国民年金の未加入期間として管理されていることが確認でき、制度上、保険料を納付することができない期間である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24743 (事案 3707、12215、20878、23481、 23886、24163 及び 24431 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から33年6月21日まで

A社(後にB社、さらにC社に変更。現在は、D社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨を第三者委員会に対して申し立てたところ、同委員会から記録訂正を行うことができないと通知があった。

その後、6度申し立てたが、いずれも委員会の当初の決定を変更すべき新たな情報は見当たらないとのことで、記録の訂正は必要ないとの通知を受けた。

今回、新たな資料や情報は無いが、申立人の立場に立ち、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社の元従業員の供述により、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるが、当時の同社の事業主から、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できないこと、同社の元従業員は、申立期間当時、申立人は請負業者の一員として勤務しており、請負業者の従業員は同社において厚生年金保険に加入していなかったために、同社に働きかけて、昭和33年6月21日に多数の請負業者の従業員が厚生年金保険に加入した旨供述していること、オンライン記録により、申立人が記憶している請負業者の元同僚1名も、申立人と同日の同年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること等から、年金記録確認E地方第三者委員会(当時)の決定に基づき平成21年9月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は新たな情報として、同僚の氏名を思い出したので再度調査してほしいと再申立てを行ったが、オンライン記録及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚を含む28名が申立人と同日の昭和33年6月21日に厚生年

金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、申立人から提出のあったC社の経歴書からは、A社がB社に社名を変更した30年3月に申立人が同社の従業員になったことを確認できず、また、申立期間における厚生年金保険料の控除も確認できないこと等から、平成22年10月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たに昭和36年から38年までの間に撮影されたとする当時の事業主を含む従業員の写真を提出し、当該写真及び自身の記憶から、事業主を含む従業員の人数は64名であったはずで、上記被保険者名簿における自身の健康保険整理番号が\*番であることが不自然である旨主張した。

しかしながら、上記被保険者名簿によると、申立人と同じく昭和33年6月21日に資格取得している28名を含め、同日において、B社には108名の被保険者がいたことが確認でき、申立人の主張する人数とは異なる上、上記被保険者名簿に取消しや遡及訂正等の不自然な記載は見当たらない。

また、上記写真のほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いことから、平成23年10月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、新しい資料及び情報は無いが、第三者委員会の結論に納得できない、国の責任として申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしいと主張しているが、D社の人事担当者は、会社が合併を重ねてきた経緯もあり、当時の資料が一切無く、経緯を分かる者もいないとしており、同社から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、また、B社の元従業員3名はそれぞれ、申立人は請負業者の従業員であり、請負業者の従業員は昭和33年6月より前には保険料は引かれておらず、また、同社において請負業者の従業員とその他の従業員とでは就業時間が相違し支障を来したため、同年6月頃に同社内に労働組合を結成し一本化したときに、請負業者の従業員が社会保険に加入していないことに気付き、その大部分の従業員を社会保険に加入させるように働きかけたなどと供述していることから、平成24年7月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、申立人は、A社及びB社において、正社員として勤務しており、自身の厚生年金保険の加入記録が無いのは、社会保険事務所（当時）が記録を改ざんしたものであるから、新たな資料は無いが、申立期間を被保険者期間として認めてほしいと主張しているが、D社の再度の調査により、同社から申立人に係る労働組合加入届が提出されたところ、当該加入届には、申立人の入社日は昭和33年5月21日と記録されており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和33年6月21日）とは1か月間の相違があるが、このことについて、同社は、定着性を見るため入社後一定期間経過した後、雇用保険を含む社会保険の加入手続を行っていたのではないかと推測できると回答している上、申立人の雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と同日である同年6月21日となっており、雇用保険の加入記録を確認できた2名の従業員の資格取得日も同日となっていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において昭和33年6月21日に被保険者資格を取得したことが確認できる28名について、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても資格取得日は同日と記録されており、当該被保険者名簿及び払出簿には記録が訂正されているなど不自然な点は見当たらないことから、平成24年11月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新たな資料及び情報は無いが、第三者委員会は、申立人の立場に立った決定をすればよい旨主張しているが、年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、平成25年3月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、新たな資料及び情報は無いが、第三者委員会は、申立人の立場に立ち、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして、7回目の申立てを行ったが、年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、平成25年7月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに際しても、申立人から新たな資料及び情報の提供は無く、過去の申立て時と同様、第三者委員会は、申立人の立場に立った決定をすればよい旨主張しているが、年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 29 日から同年 12 月 1 日まで  
A社B支社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
同社に昭和 50 年 11 月末日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支社における雇用保険の離職日は、昭和 50 年 11 月 28 日と記録されており、申立期間の勤務が確認できない。

また、A社から提出のあった昭和 50 年 12 月 1 日付けの人事通報（第 38 号）において、「退社 11 月末日付」と記載されている従業員は申立人を除き 105 人確認できるところ、このうち、同社B支社に係る事業所別被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者となっている者は 22 人であり、当該 22 人のうち、同支社における被保険者資格喪失日が同年 12 月 1 日と記録されている者は一人も確認できないが、申立人と同じ同年 11 月 29 日を資格喪失日とする者は 16 人確認できる上、当該 16 人のうち、同支社における雇用保険の記録が確認できる者 12 人の離職日は、同年 11 月 28 日と記録されており、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合している。

さらに、A社から提出のあった昭和 50 年 8 月 1 日付けの人事通報（第 28 号）から 51 年 1 月 5 日付けの人事通報（第 1 号）までに記載されている退職者について、50 年 7 月から同年 12 月の各月の最後に退職した者に係る退職日から判断すると、同社においては月の最終営業日（土日及び年末休暇を除いた日）を退職日とする取扱いが行われていたものと考えられる。

加えて、上記従業員 22 人のうち文書照会に回答のあった 8 人は、申立期間に係る給与明細書を保有していないとしている上、厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述も得られず、そのうち二人は、「当時、会社の経営が悪化し、何回か希望退職を募ってい

た。退職日は、会社の意向で決めたのだと思う。」旨回答している。

なお、A社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保有しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月24日から38年2月10日まで  
年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。  
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年2月10日の前後各2年以内に資格喪失した者であって、同社において脱退手当金の受給資格を有する11名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む7名に支給記録が確認でき、当該7名全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金についても同社が代理請求を行った可能性が高いものと考えられる。

また、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和38年7月25日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。